

労働者派遣法に基づくマージン率の公開

改正労働者派遣法に基づき、マージン率等について公開します。

(2026年6月現在)

1・派遣労働者の数 : 7 人

2・派遣先の数 : 5 社

3・派遣料金の平均額 : 35,231 円
(1日8時間当たりの平均)

4・派遣労働者の賃金平均額 : 23,799 円
(1日8時間当たりの平均)

5・マージン率 : 32.4 %

(計算式)

$$\text{マージン率} = \frac{3 \cdot \text{派遣料金の平均額} - 4 \cdot \text{派遣労働者の賃金平均額}}{3 \cdot \text{派遣料金の平均額}} \times 100$$

6・マージン率に含まれる費用

- ・事業主として負担すべき社会保険料、労働保険料
- ・派遣労働者が取得する有給休暇、夏季休暇、年末年始休暇、慶弔休暇等の特別休暇に充当した費用
- ・定期健康診断の受診費用
- ・社員募集にかかる求人媒体費
- ・営業、管理、採用活動等、事業運営にあたる労働者の人件費
- ・オフィス賃借料、通信費等の諸費用
- ・資格取得支援及び教育研修費用

7・教育訓練に関する事項

- ・ビジネスマナー研修
- ・Java研修
- ・階層別研修
- ・個人情報保護、品質、情報セキュリティ研修

8・その他

関東ITソフトウェア健康保険組合の福利厚生施設、その他のサービスの利用
(社会保険加入者のみ)

9・労使協定の締結

範囲 : 派遣先で業務に従事する従業員

有効期間 : 2026年4月1日 ~ 2027年3月31日